# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

## 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
  - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

### 和歌山国民年金 事案 871

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 52 年 7 月までの期間、53 年 12 月から 54 年 1 月までの期間及び同年 6 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年5月から52年7月まで

② 昭和53年12月から54年1月まで

③ 昭和54年6月から61年3月まで

年金事務所からの回答によると、申立期間①から③までの国民年金保険料が未納とされている。

しかし、私は、申立期間①から③までの国民年金保険料について、A金融機関(現在は、B金融機関) C支店の普通口座から口座振替により納付していたように記憶しているので、申立期間①から③までについて、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、 D市において昭和61年4月16日に払い出されていることから、申立人の国民 年金の加入手続は、この頃に行われたものと推認され、この時点では、申立期 間①、②及び申立期間③のうち一部の期間は、時効により国民年金保険料を納 付することができない期間に該当する上、これ以前に、申立人に対して、別の 国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当た らない。

また、申立期間③のうち、上記以外の期間については、過年度納付により遡って国民年金保険料を納付することが可能であるものの、申立人及びその妻から、当該期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人が、申立期間①から③までの国民年金保険料を口座振替により納付したとする申立人名義の普通口座の通帳を見ると、昭和59年6月26日から61年3月26日までの期間において、3か月ごとに保険料が口座振替に

より納付されていることが確認できる。一方、i)申立人の妻に係るE市の国民年金被保険者名簿の口座振替欄に、当該口座の番号が記載されていること、ii)上記期間のうち、オンライン記録により確認できる 60 年 6 月 26 日から61年3月26日までの申立人の妻に係る保険料の検認日と上記の通帳により確認できる振替日が一致していること、iii)上記の通帳により確認できる振替金額は、当時の一人分の保険料額と一致することなどから判断すると、当該通帳により確認できる記録は、申立人の妻の保険料に係るものと考えられる。

加えて、申立期間は3期間で合わせて99か月と長期間に及んでいる上、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①から③までの保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 和歌山厚生年金 事案 939

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月 26 日まで 年金事務所からの回答によると、申立期間について、昭和 21 年 12 月 16 日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求し、受給した記憶が無いので、申立期間 を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄中の給付種類欄には脱退手当金を意味する「脱」の記載が有り、同欄中の資格期間欄、支給金額欄及び支給(開始)年月日欄に記載された内容は全てオンライン記録と一致している上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金は、通算年金制度創設前の昭和 21 年 12 月 16 日に支給決定されている上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。